

事業者が知っておくべき 埼玉県カスタマーハラスメント防止条例

講 義 内 容

- カスハラ防止条例の解説
- カスハラ防止対策で事業者が準備すべきこと
- カスハラ防止対策実務対応と好事例の紹介
- 基本方針・対応マニュアル作成のための手引きの解説

埼玉県はカスタマーハラスメントを防止し、顧客と働く人が相互に尊重し合える社会の実現を目指して、「カスタマーハラスメント防止条例」を制定しました。

県条例と同時期の施行となる、国の改正労働施策総合推進法でも、事業者には就業者からの相談体制の整備をはじめとした対応が求められます。

本セミナーでは、社会保険労務士が県条例について、改正法との違いに触れながら解説するとともに、具体的な対応事例を紹介します。

配信開始

令和8年 4月28日(火) ~

※配信終了予定は未定です

講 師

特定社会保険労務士
行政書士

佐野 勉 氏



<プロフィール>

埼玉県社会保険労務士会 浦和支部所属

早稲田大学卒業後、信託銀行にて受託者責任のもと金融業務に従事。

その後、社会保険労務士・行政書士として独立。

現在は、就業規則・人事評価制度・労務ガバナンスの設計を通じて、「人に依存しない組織づくり」を支援。中小企業・医療機関を中心に、労務トラブルの予防から制度設計、助成金活用、許認可対応まで一貫した支援を行っている。

7月1日施行
カスハラ防止
条例の詳細は
こちら→



